

■入居中の方へ

修繕について

入居者の皆さんは、「市営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持管理しなければならない。」という入居者の保管義務があります。修繕については、入居者の負担となるものと市の負担で行うものがあります。詳細は入居者の皆様へ配布している、「八尾市営住宅入居のしおり」の負担区分表等でご確認ください。

■入居者の負担で行う修繕等一例

住宅内の畳の表替え、襖の張替え、建具の小修繕、破損ガラスの取替え、給水栓（蛇口）のパッキン取替など。

故意・過失・通常の使い方以外や、入居者自身で設置・改造したのも入居者の負担となります。

また、第三者に被害を与えた場合は原因者の負担になります。

■市の負担で行う修繕等一例

建物の構造上重要な部分（床・柱・天井・防水関係等）、及び共同の施設（給水施設・排水施設・電気設備・ガス設備・敷地内通路等）です。

構造等に起因する場合でも、調査・確認等の結果、使用上特に支障のないものや、設計性能を超えたものは修繕等の対象とはなりませんので、予めご了承ください。

※市の負担区分であっても、その原因が入居者の責任によるときや、入居者が自ら取り付けた物の修繕は、入居者負担になります。

■八尾市営住宅入居のしおり

修繕だけでなく、入居者の皆さんに守っていただかないといけない決まりやルール、住宅使用上の注意事項などをまとめたものです。

市営住宅に入居中は、しおりをよくお読みになり、必要なときに確認ができるように大切に保管してください。

また、共用部分の清掃や周りの除草、ごみの出し方など団地（住棟）ごとの取り決めもありますので、入居者としての決まりを必ず守り、協力し合いながら、お互いが気持ちよく生活ができるようお願いいたします。